

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年1月5日
【発行者名】	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジョアン・フィッツジェラルド (Joanne Fitzgerald)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、 J. F. ケネディ通り 35A番 (35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 弁護士 十枝 美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6775) 1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズー 世界株式インカム・ポートフォリオ (BlackRock Global Investment Series - Global Equity Income Portfolio)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	クラスA受益証券（米ドル建て） 500億アメリカ合衆国ドル（約6兆9,315億円）を上限とする。 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、 2022年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲 値（1米ドル＝138.63円）による。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり、2023年1月4日付で投資方針等が変更されましたので、2022年7月29日に提出した有価証券届出書（2022年10月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

ポートフォリオは、MSCI ACWI（日本を含む。）（以下「対象指数」という。）に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資を行う。通常、ポートフォリオは、50銘柄以上に分散投資を行う。

ポートフォリオは、

- － その純資産価額の20%を上限として、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資することができる。

（中略）

投資スチュワードシップ

（中略）

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則（EU）2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ポートフォリオは、MSCI ACWI（日本を含む。）（以下「対象指数」という。）に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資を行う。

ポートフォリオは、

- － その純資産価額の20%を上限として、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資することができる。

（中略）

投資スチュワードシップ

（中略）

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則（EU）2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

タクソノミー規則

ポートフォリオの投資対象については、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

サステナビリティへの主要な悪影響（以下「PAIs」という。）の考慮

ブラックロック・グループは、すべてのポートフォリオについてESGリスクを考慮しており、これらのリスクはPAIsに関する環境または社会テーマと一致することがあるものの、ポートフォリオは、投資対象の選定にあたりPAIsを考慮することを約束するものではない。

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

① 海外における申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および／または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点以前に受領される場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点以前に名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切以前に販売会社に受領された場合、当該注文は、一般に、販売会社から名義書換事務代行会社に、受領した日に取り次がれる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

（中略）

所有に関する制限

（中略）

上記に関して、管理会社は、以下を行うことができる。

- (a) その裁量による受益証券の申込みの拒絶
- (b) その時点を問わず、受益証券の購入または保有が禁止されている受益者が保有している受益証券、および特にルクセンブルグの居住者である、またはその居住者となる個人投資家が保有する受益証券の買戻し

ノミニーとして行為する販売会社以外の者が（法律的にまたは実質的に）発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買戻価格で強制的に買い戻すことができる。

（中略）

マネー・ロンダリングの防止

マネー・ロンダリング防止規則のため、受益証券の申込みには追加の書類が必要となることがある。追加書類の提出が必要となる状況および正確な要件については、申込書の注記に記載されている。かかる情報は、投資者の身元または場合によってはフィナンシャル・アドバイザーの状況を確認するために用いられる。この情報は、これらの要件を遵守するためのみに用いられる。名義書換事務代行会社または現地のインベスター・サービス・チームが、あらゆる場合において、さらなる追加書類または情報を要求する権利を留保する点に留意されたい。書類を提出しない場合、買戻代金から天引きされることとなる場合がある。必要となる身元に関する書類に関する質問がある場合には、現地のインベスター・サービス・チームまたは名義書換事務代行会社に照会すること。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および／または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点までに受領された場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点までに名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切までに販売会社に受領された場合、当該注文は、原則として同日に、販売会社から名義書換事務代行会社に取り次がれる。注文は、「ストレート・スルー・プロセス」（STP）の承認プロバイダーを通じて、または名義書換事務代行会社に対する書面によっても行うことができる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

（中略）

所有に関する制限

（中略）

上記に関して、管理会社は、以下を行うことができる。

- (a) その裁量による受益証券の申込みの拒絶
- (b) その時点を問わず、受益証券の購入または保有が禁止されている受益者が保有している受益証券、および特にルクセンブルグの居住者である、またはその居住者となる個人投資家が保有する受益証券の買戻し

金融仲介業者として行為する販売会社以外の者が（法律的にまたは実質的に）発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買戻価格で強制的に買い戻すことができる。

（中略）

マネーロンダリングの防止

あらゆる適用法域におけるマネーロンダリング防止を目的とした規則を遵守するため、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および／またはブラックロック（場合による。）は、投資希望者に対して、自らの身元を証明する証拠の提出を要求することができる。したがって、管理会社、登録・名義

書換事務代行会社および／またはブラックロックは、投資希望者の身元を確認するために必要と考える情報を要求する権利を留保する。管理会社、登録・名義書換事務代行会社および／またはブラックロックは、身元確認の目的で自らが要求する情報について、投資希望者による提供が遅延した場合または提供されない場合、出資および／または購入申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、投資希望者から受領したすべての資金は、適用法令に従い、当該資金の支払元口座へ利息を付さずに返金される。

ファンドへの投資が、C S S F規則12／02（その後の改正を含む。）第3条に規定された金融仲介業者を通じて行われた場合、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および／またはブラックロックは、より厳格なカスタマー・デューディリジェンス措置を適用する。より厳格なカスタマー・デューディリジェンスのプロセスは、特に金融仲介業者を通じて販売が行われる場合に実施される。

A I F Mおよび／または投資顧問会社は、ファンドへの投資に関して適用されるすべてのマネーロンダリング防止法令を遵守する。

原則として、すべての業務提供者は、自らに適用されるマネーロンダリング防止規定を遵守するために、関連するデューディリジェンスを継続的に行うことを法律上要求される。かかる継続的なデューディリジェンスのプロセスは、ファンドのポートフォリオの資産面についても確保されている。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

（後略）

2 買戻し手続等

① 海外における買戻し手続等

<訂正前>

受益者は、適用ある純資産価格で評価日において名義書換事務代行会社に対して申込書により、受益証券の買戻請求を行う権利を有する。ただし、関連する受益証券の買付が決済されるまで、買戻しを請求することができない。買戻請求は、書面で登記上の事務所をルクセンブルグ、セニガーバーグ L-2633、トレヴェス通り6 C 番に置く名義書換事務代行会社に対して行うことを要し、後記の買戻しの停止期間を除いて取消不能である。販売会社は、投資者に代わって、買戻請求を名義書換事務代行会社へ送ることができる。受益証券の買戻しは0.01口、または管理会社が決定するその他の買戻単位とする。

（後略）

<訂正後>

受益者は、名義書換事務代行会社に対する申込みにより、評価日において、適用ある純資産価格での受益証券の買戻請求を行う権利を有する。ただし、関連する受益証券の買付が決済されるまで、買戻しを請求することができない。買戻請求は、「ストレート・スルー・プロセス」（S T P）の承認プロバイダーを通じて、または登記上の事務所をルクセンブルグ、セニガーバーグ L-2633、トレヴェス通り6 C 番に置く名義書換事務代行会社に対する書面により行うことを要し、後記の買戻しの停止期間を除いて取消不能である。販売会社は、投資者に代わって、買戻請求を名義書換事務代行会社へ送ることができる。受益証券の買戻しは0.01口、または管理会社が決定するその他の買戻単位とする。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

(前略)

(1) ブラックロック・グループ内およびPNCグループとの間の関係から生じる利益相反

(中略)

従業員関係

ブラックロック・グループの従業員は、ブラックロックの顧客または顧客との間に利益相反があるその他の個人と関係を持つことがある。かかる従業員の関係は、顧客の利益を犠牲にして、従業員の意思決定に影響を及ぼすことがある。ブラックロック・グループは、利益相反に関する方針を保持しており、それに基づき、従業員にあらゆる潜在的な利益相反の申告を義務づけている。

大株主－PNC

PNCフィナンシャル・サービスズ・グループ・インコーポレーテッド（以下「PNC」という。）は、ブラックロック・インクの議決権付普通株式の20.9%を保有する。締結済みの株主間契約によって、PNCは、ブラックロック・インクの取締役会の取締役2名を指名することができる。ブラックロック・グループ内の会社は、顧客にとって不都合な影響をPNCから不当に受ける可能性がある。ブラックロック・インクおよびPNCの双方は、独立してかつ個別に運営され、両者間のすべての取引および収益は、ブラックロック・インクの委任状勧誘通知において開示される。また、PNCは、議決権を行使する際に、不当な影響を及ぼすことを防ぐため、ブラックロック・インクの取締役会の勧告に従って議決権を行使しなければならない。

(2) 管理会社の利益相反

(後略)

<訂正後>

(前略)

(1) ブラックロック・グループ内の関係から生じる利益相反

(中略)

従業員関係

ブラックロック・グループの従業員は、ブラックロックの顧客または顧客との間に利益相反があるその他の個人と関係を持つことがある。かかる従業員の関係は、顧客の利益を犠牲にして、従業員の意思決定に影響を及ぼすことがある。ブラックロック・グループは、利益相反に関する方針を保持しており、それに基づき、従業員にあらゆる潜在的な利益相反の申告を義務づけている。

(2) 管理会社の利益相反

(後略)

別紙A

<訂正前>

用語集

用 語	定 義
-----	-----

(中略)

支払事務代行会社	J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店
<u>PNCグループ</u>	<u>最終持株会社がPNCファイナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッドであるPNCのグループ会社</u>
ポートフォリオ	ファンドの個別投資ポートフォリオまたはサブ・ファンド

(中略)

S F D R規則	サステナブルファイナンス情報開示に関するEU規則2019／2088（随時変更、改正又は追加済）
U C I	投資信託（Undertaking for Collective Investment）

(後略)

<訂正後>

用語集

用 語	定 義
-----	-----

(中略)

支払事務代行会社	J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店
ポートフォリオ	ファンドの個別投資ポートフォリオまたはサブ・ファンド

(中略)

S F D R規則	サステナブルファイナンス情報開示に関するEU規則2019／2088（随時変更、改正又は追加済）
<u>タクソノミー規則</u>	<u>サステナブル投資を促進するための枠組み設定に関する2020年6月18日付の欧州議会および理事会の規則（EU）2020／852（規則（EU）2019／2088を改正するもの）</u>
U C I	投資信託（Undertaking for Collective Investment）

(後略)

別紙B

＜訂正前＞

証券金融取引に関する情報開示書

総論

すべてのポートフォリオ（それぞれの投資目的および方針に従う。）は、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用することがある。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結することがある。

CFDはスワップに類似した取引であり、一部のポートフォリオによって利用されることがある。CFDとは、売主が証券の現在価値と契約締結時の価格の差額を買主に支払うことを定めた、買主と売主間の契約である。差額がマイナスであることが判明した場合には、買主が売主に支払を行う。

（中略）

ファンドは、現在、第b項および第c項に記載されるSFTを利用していない。

（中略）

取引相手方の選定および精査

投資顧問会社は、フルサービスを提供しかつ執行限定のブローカーおよび取引相手方の幅広いリストから選定する。すべての潜在的および既存の取引相手方は、ブラックロックの独立したリスクおよび定量分析部門（RQA）の配下にある、カウンターパーティー・アンド・コンセントレーション・リスク・グループ（以下「CCRG」という。）の承認を要する。

新規取引相手方が承認を受けるためには、これを必要とするポートフォリオ・マネジャーまたはトレーダーが、CCRGに対して依頼書を提出する必要がある。CCRGは、提案された取引相手方の信用価値を評価するために、提案された証券取引の種類とその決済および交付方法と併せて、関連する情報を精査する。取引相手方は、OECDの管轄内を主な所在地とする法人格を有する事業体（ただし、当該管轄外に所在する者でもよい。）とし、規制当局の継続的な監督に服しており、かつ通常は少なくとも一または複数の世界的に認知されている信用格付機関による投資適格信用格付を有する者とする。承認される取引相手方のリストはCCRGが保管しており、継続的に精査されている。

取引相手方の精査に際しては、提案される取引業務の性質および構造と同時に、特定の法人の基本的な信用価値（所有構造、経済力、規制監督）および営業上の信用を斟酌する。取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

（中略）

取引相手方がCCRGの承認を受けた後、取引時点の該当するディーラーにより、該当する執行要因の相対的な重要度に基づいて、個々の取引におけるブローカーの選定が行われる。候補リストの中には、一部の取引について、対抗的競争入札を行う方が適しているブローカーもいる。

（中略）

2015年証券金融取引規制（2015/2365）（以下「SFT R」という。）には、取引相手方の選定および担保の適格性、保管および再利用に関する要件が含まれている。これらの要件は、英文目論見書（別紙Aを含む。）に記載されている。

（中略）

SFTの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、SFT Rに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これらに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

(後略)

<訂正後>

証券金融取引に関する情報開示書

ポートフォリオの投資目的の達成を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、すべてのポートフォリオは、投資顧問会社の裁量により、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。該当する場合には、ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結する。

CFDはスワップに類似した取引であり、一部のポートフォリオによって利用される。CFDとは、売主が証券の現在価値と契約締結時の価格の差額を買主に支払うことを定めた、買主と売主間の契約である。差額がマイナスであることが判明した場合には、買主が売主に支払を行う。

(中略)

ファンドは、現在、第a項、第b項および第c項に記載されるSFTを利用していない。

(中略)

取引相手方の選定および精査

投資顧問会社は、フルサービスおよび執行限定のブローカーおよび取引相手方の幅広いリストから選定する。すべての潜在的および既存の取引相手方は、ブラックロックの独立したリスクおよび定量分析部門（RQA）の配下にある、カウンターパーティー・リスク・グループ（以下「CRG」という。）の承認を要する。

新規取引相手方が承認を受けるためには、これを必要とするポートフォリオ・マネジャーまたはトレーダーが、CRGに対して依頼書を提出する必要がある。CRGは、提案された取引相手方の信用価値を評価するために、提案された証券取引の種類とその決済および交付方法と併せて、関連する情報を精査する。これらの取引の相手方は、EU法が規定するものと同等であるとCSSFが考える健全性監督規則に従わなければならない。取引相手方は、EEA域内またはG10の参加国を主たる所在地とする法人格を有する事業体とし、かつ最低でも投資適格信用格付を有する者とする。取引相手方は、規制当局の継続的な監督の対象となる。取引相手方が、これらの基準のいずれかを満たさない場合、EU法と同等であることが示されなければならない。承認された取引相手方のリストはCRGが管理しており、継続的に精査されている。

取引相手方の精査においては、信用調査グループによる、各レポ取引の相手方または各証券発行者の財務上の義務を履行する能力の評価もまた必要となる。その過程において、信用調査グループは、原則として、以下の要素を適切な範囲で検討する。すなわち（１）財務状態（キャッシュ・フロー、収益、費用、収益可能性、短期債務および元利金返済範囲の総額、ならびにレバレッジ（財務レバレッジおよび業務レバレッジを含む。）に関する傾向分析が含まれる最近の財務諸表の精査を含む。）、（２）流動性の調達先（銀行と信託および代替的な流動性調達先の検討を含む。）、（３）将来的な市場全体に関する事由および発行者または保証人の個別事由に対応する能力（非常に不利な状況下で債務を返済する能力を含む（ひいては、特に変動する金利環境におけるイールド・カーブまたはイールド・スプレッドの変更を含む多様なシナリオのリスク分析が含まれる。）、ならびに（４）業界における発行者または保証人の競争力の強さ（該当する場合には、収入源の多様化に関する総合的な調査を含む。）である。

取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

(中略)

取引相手方がCRGの承認を受けた後、取引時点の該当するディーラーにより、該当する執行要因の相対的な重要度に基づいて、個々の取引におけるブローカーの選定が行われる。候補リストの中には、一部の取引について、対抗的競争入札を行う方が適しているブローカーもいる。

（中略）

2015年証券金融取引規制（2015／2365）（以下「SFT R」という。）には、取引相手方の選定および担保の適格性、保管および再利用に関する要件が含まれている。これらの要件は、英文目論見書別紙Aに記載されている。

（中略）

SFTの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、投資顧問会社の裁量により設定された、SFT Rに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

（後略）